

町田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 稲垣 康 治

町田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

町田市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年 9 月町田市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）<u>第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 2 0 万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）<u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 2 0 万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。